平成２９年（フ）第５６３４号
大阪市都島区大東町２丁目16番４号　第２大都マンション　103号
債務者　藤野　結衣
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７０３号
大阪府寝屋川市大利町５番８号（201号）
債務者　増田　勇
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８３０号
大阪市旭区生江３丁目４番15号
債務者　新井昌守こと　朴　昌守
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８３２号
大阪市東住吉区今川４丁目14番９号　ラ・グラシューズ　402号、前住所大阪市東住吉区中野３丁目８番11―608号
債務者　羽坂　麻子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１号
沖縄県石垣市字登野城267番地　201号
債務者　波照間美香
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午前10時
那覇地方裁判所石垣支部

平成２９年（フ）第５８４号
栃木県栃木市泉町12番12号、住民票上の住所栃木県栃木市箱森町15番28号
債務者　野中　幾子
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５８５号
栃木県栃木市泉町12番12号、前住所栃木県栃木市箱森町15番28号
債務者　野中裕美絵
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第５２０号
岡山市北区蕃山町２番12号　303
債務者　市村　嘉人
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４９号
岡山市北区河原1832番地１
債務者　山本　教行
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５３号
栃木県那須塩原市北栄町495番地36　エスポワール106号
債務者　鈴木　大
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月８日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２９年（フ）第１１１号
栃木県足利市田中町16番地５　ガーデンパレスわたらせ1001
債務者　古川　大介
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月９日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第３０３号
北海道旭川市９条通８丁目2486番地の13　ハウスモア　101号室
債務者　金枝　砂織
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５５３６号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目13番35―701号
債務者　谷　麻衣（旧姓藤永）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５８２８号
大阪府交野市梅が枝２番206号
債務者　齋藤　美衣
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６号
岩手県宮古市太田２丁目３番38―203号コーポラス太田、旧住所岩手県宮古市河南１丁目４番１号
債務者　星川　宗一
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月22日午後１時50分
盛岡地方裁判所宮古支部